

ひとり親家庭の子育て支援サービス

児童扶養手当

ひとり親家庭または配偶者が重度の障害の場合で、18歳までの児童を養育している方に支給している手当です。

●受給対象者

次のいずれかに該当する18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している方(20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む。)

- ①離婚、死亡などで父または母がいない児童
- ②父または母に重度の障害がある児童
- ③婚姻によらないで生まれた児童

他

●手当額(令和7年4月1日現在)

児童1人・全部支給 月額46,690円
・一部支給 所得に応じて
月額46,680円～11,010円
児童2人目以降は 月額11,030円～5,520円
加算

●支給制限

児童福祉施設などに入所している場合は受けられません。

●所得制限

養育費や同居している親・兄弟などの所得も加味されます。詳しくはお問い合わせください。

●申請に必要なもの

戸籍謄本(申請者本人、支給対象児童、ひとり親となった事由の記載のあるもの)、預金口座番号のわかるもの、個人番号確認書類、申請者の本人確認書類、ほかに個別の事情に応じた必要書類があります。



【児童扶養手当】

◆問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課子育て給付係

☎(3546) 5350・5351

児童育成手当

ひとり親家庭または配偶者が重度の障害の場合で、18歳までの児童を養育している方に支給している手当です。

●受給対象者

次のいずれかに該当する18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している方

- ①離婚、死亡などで父または母がいない児童
- ②父または母に重度の障害がある児童
- ③婚姻によらないで生まれた児童

他

●手当額

1人につき月額13,500円

●支給制限

児童福祉施設などに入所している場合は受けられません。

●所得制限

扶養親族の人数によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

●申請に必要なもの

戸籍謄本(申請者本人、支給対象児童、ひとり親となった事由の記載のあるもの)、預金口座番号のわかるもの、個人番号確認書類、申請者の本人確認書類、ほかに個別の事情に応じた必要書類があります。



【児童育成手当】

◆問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課子育て給付係

☎(3546) 5350・5351

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭などの方が病気やケガなどをしたとき、安心して病院などで受診できるように医療費の自己負担分の全部または一部を助成しています。

●対象者

次のいずれかに該当する健康保険に加入している18歳になった最初の3月31日までの児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満までの方）と、その児童を養育している方

- ①離婚、死亡などで父または母がいない児童
- ②父または母に重度の障害がある児童
- ③婚姻によらないで生まれた児童

他

●支給制限

- ・生活保護を受けている場合や、児童福祉施設に入所している場合は受けられません。
- ・対象者が他に医療費の助成を受けている場合、他の医療費助成制度が優先される場合があります。

●所得制限

養育費や同居している親・兄弟などの所得も加味されます。詳しくはお問い合わせください。

●助成の範囲

- ・住民税課税世帯 各種保険適用の自己負担分の一部を助成
- ・住民税非課税世帯 各種保険適用の自己負担全額、入院時の食事療養標準負担額を助成

●申請に必要なもの

戸籍謄本（申請者本人、支給対象児童、ひとり親となった事由の記載のあるもの）、申請者及び対象児童の加入健康保険が分かるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ等）、個人番号確認書類、申請者の本人確認書類、ほかに個別の事情に応じた必要書類があります。



【ひとり親家庭等医療費助成】

◆問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課子育て給付係

☎ (3546) 5350・5351

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭で日常生活を営むのに著しく支障が生じたときに、ホームヘルパーを派遣します。

●対象となる家庭

義務教育修了前の児童がいるひとり親家庭で、就職活動や疾病、冠婚葬祭などにより、家事または育児などの日常生活に支障が生じ、ホームヘルプサービスの必要があると認められる家庭

●サービス内容

育児（子どもの見守り）、家事（食事の支度、洗濯、掃除など）

●派遣の上限

- ・派遣時間 午前7時～午後10時の間
育児：原則2時間以上4時間以内
家事：原則2時間以内
- ・派遣回数 原則として月12回まで
一時的に支援が必要な場合は1カ月のみ4回まで

●利用者負担金

申請者本人の所得に応じた費用負担があります。

◆問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課子ども子育て支援係

☎ (3546) 5444

ひとり親家庭休養ホーム

ひとり親家庭の休養とレクリエーションのため、区指定の宿泊施設や日帰り施設の利用料金の一部を助成しています。

また、観劇やスポーツ観戦の興行入場券の購入費用の一部を助成しています。

●対象者

児童育成手当を受給している方および手当の支給対象児童（3歳未満の方は対象外）

●助成額

4月から翌年3月までの1年間で宿泊施設1泊、日帰り施設1回、観劇・スポーツ観戦等利用助成は助成額に達するまで申請できます。

- ①宿泊施設 大人（12歳以上） 1泊 7,000円以内
小人（3歳以上12歳未満） 1泊 6,300円以内
- ②日帰り施設 1回 3,000円以内
- ③観劇・スポーツ観戦等利用助成 1人 3,000円以内



【宿泊施設】



【日帰り施設】



【観劇・スポーツ観戦等】

◆問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課子育て給付係

☎（3546） 5350・5351

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母または父子家庭の父の就労促進のため、区が認める教育訓練講座を受講する場合に、訓練給付金を支給します。事前に面談が必要です。

●対象者

母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けており20歳未満の児童を扶養している方

●支給額

費用の60%（上限があり、講座によって上限額が異なります。12,000円以下の場合は支給対象外です。）

◆問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課

☎（6278） 8421

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母または父子家庭の父の就業に有利な資格取得のため、一定期間以上養成機関で修業する場合に、訓練促進給付金を支給します。事前に面談が必要です。

●対象者

児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあり20歳未満の児童を扶養している方

●対象となる資格

看護師、介護福祉士、保育士、製菓衛生師、調理師など

●支給額

	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
訓練促進給付金（月額）	141,000円	70,500円 （最後の12カ月は 110,500円）
修了支援給付金	50,000円	25,000円

◆問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課

☎（6278） 8421

母子生活支援施設

母子家庭のための施設として、生活上の問題を抱えているため子どもの養育が十分にできない場合に、母子で入所することができます。

●支援の内容

- ・ 居室の提供
- ・ 母子指導員による自立・生活支援

●利用者負担金

所得に応じた費用負担があります。

◆問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課 ☎ (6278) 8421

ひとり親世帯への住宅支援

住宅に困窮しているひとり親世帯を対象に設置している区立住宅です。あき家が発生した場合に募集しています。

●申込資格

- ①区内に引き続き1年以上居住していること、または、中央区を通じて母子生活支援施設に入所していること
- ②同居者が扶養関係にある18歳未満の児童のみで、配偶者・内縁関係・パートナーシップ関係にある方がいないひとり親世帯であること
- ③年間所得金額が240万円以内であること

④現に住宅に困っていること

⑤暴力団員でないこと

なお、都営住宅においては、ひとり親世帯を対象に、抽選の当選確率が高くなる制度や住宅困窮度の高い順にあっせんする募集方式(ポイント方式)があります。

◆問合せ先

都市整備部住宅課住宅管理係

☎ (3546) 5467・5470

ひとり親家庭日帰りバス研修

ひとり親家庭の親子を対象に、相互の交流やレクリエーションを目的とした研修を、中央区ひとり親家庭福祉協議会との共催で年1回実施しています。

●対 象

おおむね4歳以上中学生以下の児童と一緒に参加できる区内在住のひとり親世帯

●時 期

毎年7月下旬ごろ

◆問合せ先

中央区社会福祉協議会 在宅福祉サービス部

☎ (3206) 0603

東京都母子及び父子福祉資金貸付

母子家庭または父子家庭の生活の安定と、その児童の福祉の増進を図るために、各種資金を貸し付けます。

必ず支払い・契約前に事前にご相談ください。

●対象者

都内に6カ月以上居住している母子家庭の母または父子家庭の父で、20歳未満の児童を扶養している方

●連帯保証人

原則として連帯保証人が1人必要です。

●償還方法

期限内に月賦・半年賦または年賦による元利均等償還となります。

●貸付金の種類

事業開始資金・事業継続資金・修業資金・就職支度資金・住宅資金・転宅資金・医療介護資金・技能習得資金・生活資金・結婚資金・修学資金・就学支度資金

◆問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課子ども子育て支援係

☎ (6264) 7190

養育費確保支援事業

養育費は子どもが健やかに成長するうえで大切なものです。

離婚によりひとり親となる方が養育費を確実に受け取れるよう、養育費の確保に係る手続に必要な費用の一部を補助します。

補助の範囲や上限額等についてはホームページをご覧ください。また、申請をする際は必ず事前にご相談ください。

【公正証書等作成費用の補助】

養育費の取決めに係る公正証書の作成費用、家庭裁判所の調停申立て・裁判に係る費用を補助します。

【ADR費用の補助】

養育費の取決めにADR(裁判外紛争解決手続)を利用する場合の申込料、依頼料に相当する費用や調停期日に係る費用を補助します。

ADR(裁判外紛争解決手続)

ADRとは、Alternative Dispute Resolutionの略で、訴訟手続によることなく、民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、中立的な第三者の専門家に関与してもらい、話し合いにより解決を図る方法です。

【養育費保証料の補助】

養育費の受取者が、養育費保証会社と養育費に係る保証契約を締結した際に必要となる保証料を補助します。

【弁護士費用の補助】

「養育費請求調停」や「強制執行」申立てを行う際の弁護士費用を補助します。

◆問合せ先

福祉保健部子ども子育て支援課 ☎ (6278) 8421

